

飯南町商工会「かわら版」緊急版

飯南町「飯南町新型コロナウイルス対策応援金」第4弾の受付が始まりました。

【目的】

新型コロナの影響を受けている町内商工業者の経営を支援し、事業の継続、雇用の継続を応援する。

【対象者】

1. 新型コロナの影響による経済活動の縮小等により、多大な影響を受けた事業者
2. 売上減少要件

比較方法	内容
① 売上が減少した月の合計額	令和2年9月～令和3年8月までの連続する3カ月の合計額※
② 比較する月の合計額	前年もしくは前々年の①と同じ期間の合計額※
③ 売上減少要件 右記のいずれかに当てはまれば対象となります。	①と②を比較して100万円以上減少している場合 ①と②を比較して20%以上減少している場合

※3カ月それぞれが減少している必要はありません。合計額が減少しているか確認します。

3. 町税等の滞納がない者（町税、水道・下水道料金など）
4. 引き続き事業を継続して実施する意思のある者
5. 前年又は前々年に確定申告を行っている者

●【交付額】

区分	売上減少額	交付額
1	売上減少額は100万円未満だが、20%以上減少している	10万円
2	100万円以上～200万円未満	20万円
3	200万円以上～500万円未満	30万円
4	500万円以上～1,000万円未満	50万円
5	1,000万円以上	100万円

●（加算措置）（※2.売上要件に該当している事業者が対象）

「令和2年9月～令和3年8月までの連続する6カ月の合計売上額」が「前年または前々年の同期間の合計売上額」と比較して10%以上減少している場合
⇒ 交付額が2倍となります。

【その他】

- ・島根県が実施予定の県内飲食店向け給付金制度との併用はできません。
ただし、【加算措置】の要件に当てはまる場合、加算額のみ申請が可能です。
- ・官公庁からの請負、受託が主な売上となる事業者は、その売上額を除いて計算します。

ご不明な点は、飯南町商工会へお問い合わせください。
本所 0854-76-2118 支援センター 0854-72-0907